

令和3年12月
大東市議会
定例月議会議案
条例新旧対照表

も く じ

・議案第78号	大東市個人情報保護条例-----	1
・議案第79号	大東市国民健康保険条例-----	3
・議案第80号	大東市立生涯学習ルーム条例-----	5
	(附則改正)	
	大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例-----	7

議案第78号

大東市個人情報保護条例 新旧対照表

新
第1条 ～ 第20条 (略) (情報提供等記録の提供先への通知) 第20条の2 実施機関は、情報提供等記録に係る訂正をした場合において、必要があると認めるときは、 <u>内閣総理大臣及び番号法第19条第8号</u> に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は <u>同条第9号</u> に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外の者に限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 第21条 ～ 第39条 (略)

主要改正点

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条文中の文言を整理したこと。

旧
第1条 ～ 第20条 (略) (情報提供等記録の提供先への通知) 第20条の2 実施機関は、情報提供等記録に係る訂正をした場合において、必要があると認めるときは、 <u>総務大臣及び番号法第19条第7号</u> に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は <u>同条第8号</u> に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。）に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関の長以外の者に限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。 第21条 ～ 第39条 (略)

議案第79号

大東市国民健康保険条例 新旧対照表

新
第1条 ～ 第7条 (略) (出産育児一時金)
第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>408,000円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。
2 (略)
第9条 ～ 第32条 (略)

主要改正点

- ・ 出産育児一時金の支給額を引き上げたこと。

旧
第1条 ～ 第7条 (略) (出産育児一時金)
第8条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として <u>404,000円</u> を支給する。ただし、市長が健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに30,000円を上限として加算するものとする。
2 (略)
第9条 ～ 第32条 (略)

議案第 80 号

大東市立生涯学習ルーム条例

大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

新	
(大東市立生涯学習ルーム条例)	
第 1 条 (略)	
(名称及び位置)	
第 2 条 (略)	
名称	位置
大東市立まなび北新	(略)
大東市立まなび南郷	(略)
(開館時間)	
第 3 条 (略)	
名称	開館時間
大東市立まなび北新	(略)
大東市立まなび南郷	(略)
(休館日)	
第 4 条 (略)	
名称	休館日
大東市立まなび北新	(略)
大東市立まなび南郷	(略)

主要改正点

- ・大東市立まなび泉を廃止したこと。

新旧対照表

旧	
(大東市立生涯学習ルーム条例)	
第 1 条 (略)	
(名称及び位置)	
第 2 条 (略)	
名称	位置
大東市立まなび北新	(略)
<u>大東市立まなび泉</u>	<u>大東市泉町一丁目 3 番 1 号</u>
大東市立まなび南郷	(略)
(開館時間)	
第 3 条 (略)	
名称	開館時間
大東市立まなび北新	(略)
<u>大東市立まなび泉</u>	<u>午前 10 時から午後 8 時まで</u>
大東市立まなび南郷	(略)
(休館日)	
第 4 条 (略)	
名称	休館日
大東市立まなび北新	(略)
<u>大東市立まなび泉</u>	<u>(1) 12月29日から翌年の1月3日までの日</u> <u>(2) 日曜日</u>
大東市立まなび南郷	(略)

新

第5条 (略)

(使用の制限)

第6条 (略)

(1) ~ (2) (略)

(3) 特定の政党の利害に関する事業又は特定の宗教を支援する事業であると認めるとき。

(4) ~ (5) (略)

第7条 ~ 第18条 (略)

別表 (第9条関係)

(単位 円)

(略)

(略)

(大東市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。

旧

第5条 (略)

(使用の制限)

第6条 (略)

(1) ~ (2) (略)

(3) 営利を目的とする事業 (大東市立まなび泉を使用するものに限る。)、特定の政党の利害に関する事業又は特定の宗教を支援する事業であると認めるとき。

(4) ~ (5) (略)

第7条 ~ 第18条 (略)

別表 (第9条関係)

(単位 円)

(略)

	<u>使用区分</u>	<u>午前</u>	<u>午後</u>	<u>夜間</u>
<u>施設区分</u>		<u>午前10時から</u> <u>午後1時まで</u>	<u>午後1時30分</u> <u>から午後4時</u> <u>30分まで</u>	<u>午後5時から午</u> <u>後8時まで</u>
<u>大東市立まなび泉</u>		<u>600</u>	<u>600</u>	<u>600</u>

(略)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) 第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。

新

(1) (略)

ア ～ イ (略)

ウ 大東市立生涯学習ルーム条例（平成11年条例第24号）に規定する大東市立まなび北新及び大東市立まなび南郷

エ ～ オ (略)

(2) ～ (4) (略)

旧

(1) (略)

ア ～ イ (略)

ウ 大東市立生涯学習ルーム条例（平成11年条例第24号）に規定する大東市立まなび北新、大東市立まなび泉及び大東市立まなび南郷

エ ～ オ (略)

(2) ～ (4) (略)

印刷物番号

3 - 6 2